

日本国福岡県と中華人民共和国江蘇省の
友好提携協定書

日本国福岡県と中華人民共和国江蘇省は、日中共同声明と日中平和友好条約の精神に基づき、両県省民の相互理解と友好を深めるため、友好県省として提携することに合意する。

双方は、平和友好、平等互惠、相互信頼、長期安定の原則に基づき、経済、科学技術、文化、教育、医療衛生など広範な分野にわたり、積極的な交流と協力を行い、両県省の繁栄と日中両国民の子々孫々の平和と友好のため共に努力することを誓う。

本協定書は、調印の日から効力を生ずる。ひとしく正文である日本語及び中国語により本書2通を作成した。

1992年11月4日 南京にて

日本国

中華人民共和国

福岡県知事

江蘇省省長

奥田八二

陈焕友

中華人民共和國江蘇省和日本國福岡縣

締結友好省縣關係協議書

中華人民共和國江蘇省和日本國福岡縣在中日兩國政府聯合聲明和中日和平友好條約的基礎上，為進一步加深兩省縣人民的相互理解和友誼，決定締結友好省縣關係。

雙方根據和平友好、平等互利、相互信賴、長期穩定的原則，在經濟、科學技術、文化、教育、醫療衛生等廣泛的領域積極開展交流與合作，為兩省縣的繁榮和中日兩國人民的世代和平與友好而共同努力。

本協議書自簽字之日起生效，協議書一式兩份，用中文和日文兩種文字書就，兩種文本具有同等效力。

中華人民共和國

江蘇省省長

陳煥友

日本國

福岡縣知事

奧田八二

1992年11月4日於南京